

特定非営利活動法人「いんしゅう鹿野まちづくり協議会」定款

H 1 4 , 6 , 4

第 1 章 総 則

第 1 条 [名称] この法人は、特定非営利活動法人いんしゅう鹿野まちづくり協議会と

いう。
第 2 条 [事務所] この法人は事務所を鳥取県気高郡鹿野町鹿野 1 4 2 2 - 1 「鹿野ゆめ本陣」内に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 [目的] この法人は地域住民に対して伝統文化、芸術等の振興を図る活動に取り組むとともに、新しいまちづくりを積極的に推進する事業を行う。
第 4 条 [特定非営利活動の種類] この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1、まちづくりの推進を図る活動。
- 2、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- 3、環境の保全を図る活動。
- 4、子供の健全育成を図る活動。

第 5 条 [事業] この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 - (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 地域住民が伝統工芸品（菅笠、提灯 e t c）の製造に携わる活動拠点とし、その技術の向上、伝承を図る。
- ② 藍染め工房を開設し地域住民、観光客、子供達に対して藍染め技術を伝え、その伝承を図る。
- ③ 町並み整備に関する検討に取り組み、それに基づき Plan、Do、Check を行い新しいまちづくりの推進を図る。

1 - (2) 収益事業

- 1 農産物を原料とした新規加工食品の開発、製造、販売。
- 2 前 1 - (2) 項は前 1 - (1) 項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は前 1 - (1) 項に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会 員

第 6 条 [種別] この法人の会員は、次の 1 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員はこの法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

第 7 条 [会員] 会員の資格は次に掲げる条件を備えなければならない。

- 1、会員として前第 2 章第 3 条に掲げる目的に賛同し、積極的に事業の推進活動に携わることのできる個人及び団体。
- (2) 前第 2 章第 4 条、第 5 条の事業活動に賛同の意志があり、且つ、その推進を自ら積極的に図る行動力のある個人、団体。

2、入会を認めようとする個人又は団体は、まず口頭で理事長に申し出たうえ、別と定める申込書により理事長に申し込むものとする。

3、入会を認めようとする個人又は団体は、前 2 の入会申込みに際し、前 1 の資格に適合しないと判断した場合は、速やか理由を付した書面により申込者に、その旨通知する。

第 8 条 [会員の資格喪失] 会員が次の各号の何れかに該当した時はその資格を喪失するものとする。

- 1、退会届が提出された時。
- 2、本人が死亡した時、本法人が消滅した時。
- 3、会員の総会が決議された時。

第 9 条 [退会] 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第22条 [権能] 総会は以下の事項について議決する。

- 1、定款の変更。
- 2、解散。
- 3、合併。
- 4、事業計画及び収支予算並びにその変更。
- 5、事業報告及び収支決算。
- 6、役員を選任又は解散、職務及び報酬。
- 7、借入金（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第21条において同じ）、その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- 8、事務局の組織及び運営。
- 9、その他運営に関する重要事項。

第23条 [開催]

- 1、通常総会は毎年1回開催する。
- 2、臨時総会は、次の各号の何れかに該当する時に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をした時。
 - (2) 会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時。
 - (3) 第14条4、(4)の規定により監事から招集があった時。

第24条 [招集]

- 1、総会は前条2、(3)を除き理事長が招集する。
- 2、理事長は前条2、(1)、(2)の規定による請求があった日から10日以内に臨時総会を請求しなければならない。
- 3、総会を招集する時は会議の目的、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第25条 [議長]

総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

第26条 [定足数]

総会は会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第27条 [議決]

- 1、総会における議決事項は第24条3の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2、総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可決同数の場合は議長が決する。

第28条 [表決権等]

- 1、各正会員の表決権は平等である。
- 2、やむを得ず総会に出席できない会員は予め通知された事項について書面をもって表決する。又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3、前項の規定により表決した会員は前条2、次条2の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4、総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第29条 [議事録]

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1、日時及び場所。
 - 2、正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。）
 - 3、審議事項。
 - 4、議事の経過の概要及び議決の結果。
 - 5、議事録署名人の選任に関する事項。
- *なお、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

第30条 [構成] 理事会は理事をもって構成する。

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1、総会に付議すべき事項。

- 2、総会の議決した事項の執行に関する事項。
 3、その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。
- 第32条 [開催] 理事会は次の何れかに該当する時に開催する。
 1、理事長が必要と認められた時。
 2、理事の総数が2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時。
 3、第14条第4、5の規定により、監事から招集の請求があった時。

- 第33条 [招集]
 1、理事会は、理事長が招集する。
 2、理事長は前条2、3の規定による請求があった時は、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
 3、理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも2日前までに通知しなければならない。
- 第34条 [議長] 理事長は、理事長がこれに当たる。

- 第35条 [議決]
 1、理事会における議決事項は、第33条3の規定によって予め通知した事項とする。
 2、理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

- 第36条 [表決権]
 1、各理事の表決権は、平等なるものとする。
 2、やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について前項の規定により表決することができる。
 3、前に出席したものとみなす。
 4、理事の表決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

- 第37条 [議事録] 理事会の理事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 1、日時及び場所。
 2、理事の総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記する。）
 3、審議事項。
 4、審議の経過の概要及び議決の結果。
 5、議事録署名人の選任に関する事項。
 *なお、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

- 第38条 [資産の構成] この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 1、設立当初の財産目録に記載された資産。
 2、入会金及び会費。
 3、寄付金品。
 4、財産から生じる収入。
 5、事業に伴う収入。
 6、その他収入。

- 第39条 [資産の区分] この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

- 第40条 [資産の管理] この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事別に定める。

- 第41条 [会計の原則] この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- 第42条 [会計の区分] この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

- 第43条 [事業計画及び予算] この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理

理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第44条 [暫定予算]

- 1、前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に順じ収入支出することができる。
- 2、前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第45条 [予備費の設定及び使用]

- 1、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2、予備費を使用する時は、理事会の議決を経なければならない。

第46条 [予算の追加及び更正]

予算作成後にやむを得ない事由が生じた時は、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第47条 [事業報告及び決算]

- 1、この法人の事業報告書、収支、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2、決算上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

第48条 [事業年度]

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第49条 [臨機の措置]

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする時は、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第50条 [定款の変更]

この法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、且つ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第51条 [解散]

- 1、この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の議決。
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
 - (3) 会員の欠乏。
 - (4) 合併。
 - (5) 破産。
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し。
- 2、前1、(1)の事由によりこの法人が解散する時は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3、前1、(2)の事由により解散する時は、所轄庁の認証を得なければならない。

第52条 [残余財産の帰属]

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した時に残存する財産は、法第10条2に掲げる者のうち地方公共団体である気高郡鹿野町役場に譲渡する。

第53条 [合併]

この法人が合併しようとする時は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、且つ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第54条 [公告の方法] この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に、次の各新聞に掲載して行う。

- 1、日本海新聞社。
- 2、山陰中央新報社。
- 3、朝日新聞社。
- 4、読売新聞社。
- 5、毎日新聞社。
- 6、サンケイ新聞社。

第10章 雑則

第55条 [細則] この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

～付 則～

- 1、この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2、この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	徳重善孝
副理事長	渡邊節夫
同	池本智美
理事	長尾裕昭
同	福政 齊
同	岡田一公
同	木村和久
同	三谷尚恭
監事	岡田 実
同	谷口康夫

- 3、この法人の設立当初の役員の任期は、第15条1の規定に拘らず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 4、この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定に拘らず、設立總會の定めるところによるものとする。
- 5、この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定に拘らず、成立の日から平成15年3月31日までとする。